

製造現場の安全と権利

けがをしない方法と、受け取るべきものを受け取る方法

釜山・蔚山・慶南の製造現場で働きはじめるすべての方へ

氏名

会社

部署・職務

入社日

2026-08-18 発行・約 26ページ・biz360.kr

この翻訳は AI が作成したもので、人による確認は行っていません。誤りを見つけられた場合は biz360.kr/contact までお知らせください。次の版で直します。安全に関する事項は韓国語の原文と現場の指示に従ってください。

目次

第1部・安全と権利

— 産業安全の基礎・火災予防と消防安全・電気安全・環境管理の基礎・化学物質の安全管理・労働者の権利と労働法

この本について

この本は安全と権利の6モジュールを一行も削らずそのまま収めています。内容は韓国語版と同じです。転入の行政手続きと職務別の教育は biz360.kr/guidebook の別の版にあります。

法令・期限は発行日時点のものです。安全に関する事項は現場の指示と事業場の規定が優先します。この本は法律相談ではありません。

安全と権利

けがをしないことが先で、受け取るべきものを受け取ることがその次です。

安全と権利

産業安全保健法が定める労働者の権利から、保護具・火災・電気・化学物質・環境まで。

産業安全の基礎

安全は選択ではなく義務です

学ぶこと

- 労働安全衛生法の基本内容を理解する
- 個人保護具（PPE）を正しく着用する
- 危険な状況への対処法を学ぶ

産業安全衛生法概要

労働者の権利と義務、事業者の安全配慮義務、労働災害の届け出手順、安全衛生教育の受講要件について学びます。

なぜ労働安全衛生法を知っておくべきですか？

製造現場で働くすべての人は労働安全衛生法（労安法）の保護を受けます。この法律は1981年に制定されて以来、数十回の改正を経て、韓国の産業現場の事故を減らしてきました。新入社員でも、入社した最初の週内に必ず知っておくべき重要な4つのポイントを紹介します。

1. 労働者の4つの権利

- **知る権利**：使用している化学物質、危険な機械、事故の統計を知る権利。会社はMSDS（物質安全データシート）と作業環境測定結果を掲示しなければなりません。
- **参加の権利**：労働安全衛生委員会・労使協議会を通じて意見を述べる権利。50人以上の事業場は1四半期に1回の義務開催があります。
- **拒否の権利**：緊急な危険があるとき、作業を拒否する権利。拒否してもいかなる不利も受けません（労安法第52条）。
- **健康診断の権利**：一般健康診断（年1回）と特殊健康診断（騒音・粉塵・有機溶剤の暴露時、6か月～1年1回）を会社の費用で受ける権利。

2. 労働者の義務

権利だけではなくあります。労働者にも次の義務があります：

- 安全衛生教育の受講（入社時8時間、毎月定期教育2時間）
- 保護具（PPE）の着用
- 危険作業時における作業手順の遵守
- 事故・アチャサゴが発生した場合、すぐに報告すること

3. 事業者の安全配慮義務

会社は単に賃金を支払うだけでなく、**安全な作業環境を提供する義務**があります（民法第655条 + 労安法第5条）。これを違反して事故が起これば：

- 労働災害補償保険により、労働者の治療費・休業給与が支払われる
- 事業主は刑事処罰（重大災害処罰法施行後、死亡事故の場合は1年以上の禁錮）
- 安全管理費を別途設定（工事費の1.5～2.5%）

4. 労働災害が発生したときの報告手順

[事故発生]
↓
直ちに119+社内安全管理者
↓
3日以上休業→会社が1か月以内に労働災害調査表を提出（雇用労働部）
↓
死亡・重大災害→直ちに（24時間以内）管轄労働地庁への報告義務
↓
労働者福祉公社への労働災害申請（労働者が直接可能）

重大災害の定義（労安法施行令第3条）：

- 死亡者1名以上
- 3か月以上療養が必要な負傷者2名以上
- 同時に職業病患者10名以上

5. 新入社員の最初の週のチェックリスト

- ☐ 入社時の安全衛生教育8時間受講（受講証を保管）
- ☐ 作業場の非常出口・消火器・AEDの位置を確認
- ☐ 担当安全管理者の名前・連絡先をメモ
- ☐ 保護具のサイズを測定し、支給を受ける
- ☐ 社内労働災害報告書の位置を確認

出典: 労働安全衛生法（国家法規情報センター）(<https://law.go.kr/법령/산업안전보건법>)・韓国産業安全衛生公社（KOSHA）(<https://www.kosha.or.kr>)・労働福祉公社労災保険 (<https://www.comwel.or.kr>)

個人保護具（PPE）の種類と着用方法

安全帽、安全靴、安全眼鏡、耳栓、防塵マスク、安全手袋などの保護具の正しい着用方法と点検方法を学びます。

PPE は最後の防衛線です

作業環境自体を安全にすることが最も良いですが（工学的対策）、それでも残るリスクは**個人保護具(Personal Protective Equipment, PPE)**が防ぎます。保護具は「ある」ではなく、「正しく着用している」ことが重要です。

6つの基本PPE

1. 安全帽（Hard Hat）

- **いつ:** 頭の上から落下する危険があるすべての作業場（造船所・建設現場・倉庫・工場入庫場）
- **着用点検:**

- 耳の部分が前を向くように（後ろにかぶらない） - 頬ひも調整 — 2本の指が入る程度 - ヘルメット内のhammockの紐調整

- **寿命:** 製造日から**3年**（衝撃後は即座に廃棄、ひび割れ・変色・へこみがあっても廃棄）

2. 安全靴 (Safety Shoes)

- **種類:**

- **S1:** 一般作業（静電気・滑り防止） - **S3:** 鉄くさ防止 + 足首保護 - **S5:** 絶縁（電気作業）

- **点検:** 足先強化材（鋼製キャップ）の変形がないか、底の摩耗状況、ひもが緩んでいないか

3. 安全眼鏡 (Safety Glasses) / フェースシールド (Face Shield)

- **使用区分:**

- 安全眼鏡: 飛散物・塵保護（加工・研磨） - フェースシールド: 強い衝撃・化学物質・熱（溶接・グラインディング・化学工程）

- **注意:** 一般的な眼鏡はPPEではありません！眼鏡の上にオーバーグラスを着用するか、処方用の安全眼鏡を別途購入する

4. 音防護具 (Hearing Protection) / 耳栓 / 耳かぶせ

- **着用基準:** 音量**85dB**以上の作業場（長時間の暴露で聴力損失）

- **選択:**

- 耳栓（フォーム・シリコン）：軽く安価、NRR 25～33dB - 耳かぶせ（ヘッドホン型）：脱着が簡単、NRR 22～30dB - **高音量** (110dB以上): 耳栓 + 耳かぶせを**二重**に着用

5. 防塵マスク / 防毒マスク (Respiratory Protection)

種類	用途	等級
防塵1級 (KF80)	一般粉塵	80%遮断
防塵2級 (KF94)	微粉塵・溶接煙	94%遮断
防塵特級 (KF99)	石綿・重金属	99%遮断
防毒 (浄化筒)	有機溶剤・酸性ガス	ガスごとに浄化筒の色が異なる

重要: 髭毛があるとマスクが密着しない→剃毛後着用

6. 安全手袋 (Safety Gloves)

- **素材別の用途:**

- 綿手袋: 軽い作業、**回転機械では絶対に使用禁止**（巻き込まれる危険） - 皮革手袋: 溶接・熱・鋭い素材 - ニトリル/ラテックス: 化学物質・液体 - 絶縁手袋: 電気作業（等級別 1000V～36000V）

着用順序 ABC

A – Apparel（作業服）をまず
B – Boots（安全靴）を次に
C – Crown（安全帽）を最後に
+ 作業ごとの追加PPE

1日の点検表（作業開始前1分）

- ☐ 安全帽: ひび割れ・変色・へこみがない
- ☐ 安全靴: ひもが緩んでいない・底の摩耗を点検
- ☐ 保護具: 有効期限・汚れ具合を確認
- ☐ サイズ: 過大または過小ではない

よくあるミス

✕ かゆいから安全帽を外して作業→頭への衝撃で死亡事故 ✕ 安全靴のひもを緩めて履く（楽）→底が外れ、足が絡まる ✕ 使い捨てマスクを1か月使用→遮断性能は1週間で90%減少 ✕ 回転機械作業時に綿手袋→指が引き込まれる（実際の労働災害死亡原因上位）

出典: KOSHA 安全衛生資料室 — PPE ガイド (<https://www.kosha.or.kr/kosha/data/safetyAndHealthGuide.do>)・産業用安全帽 KS 認証（韓国産業標準） (<https://standard.go.kr>)

危険予知訓練（KYT）

作業前の危険要因を事前に発見し、対策を講じるための4ラウンドKYT（Kiken Yochi Training）技法を実習します。

KYTとは何ですか？

KYT（危険予知トレーニング, Kiken Yochi Training）とは、「**危険予知訓練**」のことです。日本で始まった事故予防技法で、作業開始前5～10分間、チームメイトと一緒に危険を発見し、対策を決定する活動です。

韓国では、**TBM-KY**（Tool Box Meeting + KY）という名前で、多くの企業が毎朝の作業確認時に実施しています。

KYT 4ラウンド（最も標準的な形式）

1ラウンド：事実把握 — 「どのような状況ですか？」

作業の写真や図面を見て、**客観的事実のみ**を列挙します。推測や評価は禁止です。

例（造船所の溶接作業現場の写真）：

- 作業者が狭い曲ブロック内で溶接中
- 酸素濃度測定器が入口側にある
- 溶接面が着用されていない、安全帽の紐が後ろを向いている
- 床にホースが2本ある
- 火気作業許可書が掲示されていない

2ラウンド：本質追求 — 「危険要因は何ですか？」

1ラウンドの事実から**潜在的な危険**を抽出します。「～する可能性がある」の形式で。

- 酸素不足 → 窒息事故
- 溶接面がない → 強い光で角膜やけど
- ホース → 足を踏んで転倒
- 火気許可書がない → 手続き違反 + 火災リスク

3ラウンド：対策立案 — 「どのように防ぎますか？」

各危険に対して**具体的な対策**を決定します。実行可能なものを選ぶ。

危険	対策	責任者
酸素不足	作業開始前に酸素濃度19.5%↑を確認、入口に換気ファンを設置	作業者本人
光線やけど	溶接面を即座に着用、遮光度#10以上	作業者本人
ホースの妨害	ホースを整理・固定、通路を確保	班長
火気許可	作業前に許可書を発行 + 作業場に掲示	安全管理者

4ラウンド：目標設定 — 「今日の私たちの行動目標は？」

チームが一緒に叫ぶ1行のスローガンを作ります。短く具体的に。

> 「狭い場所に入る前に酸素を測定 — 一つ、二つ、三つ！」 ← チーム全員が大声で

なぜスローガンを叫ぶのか？

脳科学的には、声に出して言った情報の記憶率は読むより35%高い（Hopper, 1976）。作業中に危険な状況に直面したときにスローガンが頭に浮かびます。

TBM-KY実施フロー（毎朝5分）

08:55 作業確認開始
↓
班長が今日の作業内容を共有（1分）
↓
KYT 4ラウンド（3分）
↓
役割分担＋スローガンの唱和（1分）
↓
09:00 作業投入

新入社員がKYTでうまくやる方法

1. 視覚的によく見慣れた場所を再び疑う — 親しみすぎると危険に気づけない
2. 「これは危険かな？」という質問を優先する — 沈黙より質問が命を救う
3. 先輩の経験談を聞く — 過去の事故・アチャサゴの事例
4. チェックリストを作る — 自分の作業場の危険5つを書き出し、毎日確認する

釜山・蔚山・慶南地域の業界別KYTの主要リスクTOP3

- 造船・海洋：密閉空間の酸素不足／転落／火気作業の爆発
- 自動車部品：回転機械の挟まれ／プレスでの両手使用の欠如／運搬中の足の踏み場
- 建設・土木：転落／落下物／感電
- 化学・素材：化学物質の漏洩／静電気の爆発／呼吸保護具の未着用

各業界の詳細なKYTモジュールは、該当カテゴリで別途学習します。

出典: KOSHA — TBM-KY 活性化マニュアル (<https://www.kosha.or.kr/kosha/data/safetyAndHealthGuide.do>)・安全衛生教育ポータル (<https://www.koshasafety.or.kr>)

緊急処置の基礎

火傷、切断、感電、狭間事故発生時の初期対処法とAEDの使用方法を学びます。

緊急処置のゴールデン4分

心停止や重傷の出血事故では、**最初の4分が生死を分ける**という言葉があります。119が到着するまでの間に同僚がどのように対応するかが結果を変えるのです。新人でもこの4つの事故は必ず知っておきましょう。

1. 火傷 (Burn)

分類

種類	深さ	症状	対処
1度	表皮	赤く、かゆみ	冷たい水で15～20分
2度	真皮	水ぶくれ・強い痛み	水ぶくれを破らないでタオルで覆い、すぐに病院へ
3度	皮下組織	感覚がない・黒くなる	衣類は剥がさず、119へ

即時対処

1. **冷たい流水**で15～20分（氷を直接使用不可 — 冷傷のリスクあり）
2. 時計・指輪・金属を除去（腫れが起こる前に）
3. 衣類が皮膚に付着している場合は**剥がさない** — そのままで病院へ
4. 化学火傷（酸・アルカリ）は**大量の水で20分以上洗い流す**

2. 切傷（Cut, Laceration）

出血量による対処

- **少量出血（滲出程度）**：清潔なタオルで5分間圧迫し、消毒後、バンドエイドを貼る
- **中等度出血（滴り落ちる程度）**：圧迫 + 患部を心臓より高い位置に、10分後も止まらない場合は119
- **大量出血（水のように）**：動脈損傷の可能性あり。**直接圧迫 + 119**、圧迫帯（トーンクエット）は最終手段

切断事故（指・足の指）

1. 切断部位の出血を圧迫
2. 切断部分を清潔な布→ビニール→**氷水に浮かべる**（氷に直接触れないように）
3. 6時間以内に縫合可能（時間は命）

3. 電撃（Electric Shock）

絶対原則：まず電源を切る

⚠ 電撃を受けた人を**裸手で触ると一緒に感電します**。以下の順序で対応：

1. **ブレーカー・コンセントをまず切る**
2. 切断不可能な場合は**乾燥した木の棒・プラスチック**で患者から電源を分離
3. 患者の意識・呼吸を確認
4. 呼吸がない場合は**CPR（心肺蘇生術） + 119**

CPR 30:2

胸骨圧迫30回（分速100～120回、深さ5～6cm）

↓

人工呼吸2回

↓

繰り返す（救急車到着まで）

4. 窒息／挟まれ事故

回転機械・プレスに手・服が挟まれた場合：

1. **すぐに機械を停止（Emergency Stop）** — すべての機械には赤い非常停止ボタンがある
2. 挟まれた部位を**無理に引き抜かない** — より大きな損傷のリスクあり
3. 可能であれば機械を逆回転させて引き抜く（係長・整備担当を呼び出す）
4. 119 + 医療スタッフが到着するまで**体温を保ち、患者の意識を保つ**

AED（自動体外除細動器）の使い方

釜山・慶州の大部分の工業団地・公共施設にはAEDが設置されています。使用は誰でも可能で、法的責任が免除されます。

4ステップ

1. **電源ON** — 音声ガイドが開始

2. **パッドを貼る** — 右の鎖骨の下 + 左の肋骨の側（図で表示）
 3. **分析中は待機** — 「患者から離れてください」の案内。患者に接触しない
 4. **ショックボタン** — 案内時に赤いボタンを押す。ショック後すぐにCPRを再開
- ⚠ **水分・金属・薬用パッチの上にパッドを貼らない** — 火傷・電気分散のリスクあり

緊急処置後必ず行うこと

- 事故の時間・状況をメモ（病院診断・労災申請時に必要）
- 安全管理者に即座に報告
- 作業場の写真を撮影（現場の保存）
- 労災申請ガイド（モジュール1：労働安全衛生法概要を参照）

会社内で事前に準備すること

- ☐ 緊急連絡網（安全管理者・119・近隣の救急室）を作業場に掲示
- ☐ 緊急処置箱の位置 + 内容物を点検（月1回）
- ☐ AEDの位置を全社員が把握
- ☐ 会社内での緊急処置教育を受講（KOSHA無料教育可能）

出典: 大韓心肺蘇生協会 — CPRガイド (<https://www.kacpr.org>)・緊急医療ポータル (E-gen) (<https://www.e-gen.or.kr>)・KOSHA 緊急処置教育 (<https://www.kosha.or.kr>)

現場で試すこと

- 保護具着用セルフチェックリスト
- KYT（キーセン）4ラウンド模擬訓練
- AEDの使用シミュレーション

火災予防と消防安全

初期の消火が被害を90%削減する

学ぶこと

- 火災の種類に応じて消火器を選択することができます
- 避難経路を把握する

火災分類

A級（一般）、B級（油類）、C級（電気）、D級（金属）、K級（厨房）火災の区分と適切な消火器の使い方を学びます。

火災はすべて同じ火ではない

火災は燃えている物質によって等級が分けられています。等級を知らずにどの消火器を使っても、火が消えるどころか、さらに大きくなったり感電したりします。そのため、消火器本体には必ず「A・B・C」などの適応火災表示がついています。

5つの火災等級

等級	名称	燃えているもの	現場の例	消火器の表示色
A級	一般火災	木・紙・繊維・プラスチック	包装箱、パレット、作業服	白色
B級	油類火災	油・ペンキ・シンナー・LPG	切削油、洗浄油、塗料	黄色
C級	電気火災	電気が流れる設備	配電盤、モーター、ケーブル	青色
D級	金属火災	マグネシウム・アルミニウムの粉末	加工チップ（chip）、研磨粉塵	無色
K級	厨房火災	食用油	厂内食堂のフライヤー	—

等級ごとに消火方法が異なる理由

- **A級**は水が最も効果的です。水が温度を下げて火種まで消してくれます。
- **B級**に水をかけたら絶対にいけません。油が水の上に浮いて火が四方に広がります。泡（フォーム）や粉末で覆って酸素を遮断する必要があります。
- **C級**に水をかけたら感電します。電気を通さないCO₂や粉末を使用し、できるだけ**ブレーカーを落としましょう**。
- **D級**に水を使うと爆発します。金属粉末が水と反応して水素を作ります。専用の金属火災消火剤（D級粉末）や乾いた砂を使用します。
- **K級**は食用油の温度が発火点より高いため、一時的に消えても再び燃え始めます。専用のK級消火器で油面に膜を作らなければなりません。

現場で最もよく見る消火器

ABC粉末消火器が標準です。A・B・Cの3つの等級すべてに使用できるため、工場のどこにでも設置されています。ただし、**D級とK級には使用できない**ことを覚えておきましょう。

加工チップが積み重なる機械加工現場、フライヤーがある廠内食堂には**専用の消火器が別途設置されている必要があります**。

出勤初週に確認すること

- ☐ 自分の作業エリアで最も近い消火器の位置（通常は20m以内）
- ☐ その消火器の適応火災表示（A・B・Cのどれか）
- ☐ 私たちの工程で発生する可能性のある火災等級（例：切削油を使用すればB級、配電盤の近くであればC級）
- ☐ 消火器の圧力計の針が**緑色の範囲**にあるか（赤色ならすぐに報告）

出典: 消防庁 — 国民災害安全ポータル 消火器の使い方 (<https://www.safekorea.go.kr>)・韓国消防安全院 — 消防安全教育 (<https://www.kfsi.or.kr>)・労働安全衛生機構 — 火災・爆発予防資料 (<https://www.kosha.or.kr>)

消火器の使い方

粉塵・CO₂・消火器の使用方法「ピン→ノズル→放射」の3段階を実習します。

消火器は「使い方を知らないければ」意味がない

工場に消火器がどれだけあっても、実際に火災が起きたときに手が動かなくなれば意味がない。実際の火災では、消火器で消火できる時間は**初期の2分以内**である。体が覚えるように順序を覚えておこう。

基本4ステップ — 「安全ピン・ノズル・ハンドル・振り向く」

1. **安全ピンを抜く** — ハンドルを握ったまま抜こうとすると抜けない。**ハンドルから手を離してピンだけを引き抜く**。
2. **ノズル（ホース）を火の方向に向ける** — ノズルの先端を握る。本体だけを持ち上げて噴射すると、誤って他所に飛ぶ。
3. **ハンドルをしっかりと握る** — そっと握ると薬剤が出てこない。
4. **振り向くように左右に振りながら噴射する** — 炎ではなく、**炎の下（燃料の表面）**を狙う。炎を狙うと薬剤がただ飛んでいく。

種類ごとの注意点

種類	特徴	注意点
粉末 (ABC)	最も一般的、放射時間10～15秒	視界が白く遮られる — 噴射する前に避難路を背に立つ
CO ₂ (二酸化炭素)	残渣なし、電気室・精密機器用	ノズルが-78℃ — ヘッド (混合部) を裸手で握ると凍傷。密閉空間で使用すると窒息の危険
泡 (フォーム)	油火災に強い	電気火災に使用すると感電の危険

絶対に守るべき3つのこと

- 背を向けて立つ。出口・避難路を常に背に、火に向かって見る。火を背にすると退路が塞がれる。
- 風を背に立つ。室外では風を背に立つことで、薬剤と熱が自分に当たらない。
- 2分以内に消えなければ、諦めて避難する。消火器1台の放射時間は15秒ほどである。炎が自分の身長を超えると、すでに消火器の範囲を越えている。

「火事だ！」とまず叫ぶこと

1人で消そうとしてしまいがちである。順序は①大声で知らせる → ②119へ通報 → ③初期消火である。周囲に人がいる場合は役割を分けること。

> 「〇〇さん、119へ通報してください！」のように特定の人物を指名しないと、実際に動かない。

実習チェックリスト

- ☐ 安全ピンをハンドルから離して抜いてみた
- ☐ ノズルの先端を握り、方向を狙った
- ☐ 火の下 (燃料の表面) を左右に振りながら噴射した
- ☐ 避難路を背に立った

出典: 消防庁 — 消火器の使用法ガイド (<https://www.nfa.go.kr>) ・ 韓国消防安全部 — 消防設備実務教育 (<https://www.kfsi.or.kr>) ・ 労働安全衛生機構 — 事業場初期対応マニュアル (<https://www.kosha.or.kr>)

避難訓練

非常出口の位置、避難経路、集合場所、消防緊急連絡網を確認します。

##煙は火よりも速く広がる

火災による死亡の多くは火傷ではなく、煙による窒息が原因です。煙は1秒間に垂直3～5m、水平0.5～1mの速度で広がります。階段は人が走るよりも速く上っていきます。

そのため、避難は「火を見た後」ではなく、警報を聞いた瞬間から始めなければなりません。

##避難の4原則

1. 低姿勢で — 煙は上に漂うため、床の近くに新鮮な空気が残っています。膝をつきながら移動します。
2. 濡れたタオルで口と鼻を塞いで — ない場合は袖でも構いません。有毒ガスを少しでも遮ります。
3. 壁に手をつけて一方に進む — 煙の中では前方が見えません。一方の壁に沿って進むと出口にたどり着けます。
4. エレベーターの使用は絶対に禁止 — 停電すると閉じ込められ、エレベーターの通路は煙の通路になります。必ず階段を使用してください。

##一度避難したら戻らない

物を置いて出ていくと戻る瞬間が最も危険です。置いていったものは諦めましょう。

##集合場所での人数確認

避難の最終ステップは「**全員避難したか**」の確認です。集合場所に集まり、班ごとに人数を確認し、見つからない人がいれば**直接探しに行かないで**、消防隊に位置を伝えましょう。

##入社当日に必ず確認する4項目

- ☐ **自分の席から最も近い非常出口2か所**（1か所が閉じている可能性があるため、必ず2か所確認）
- ☐ **集合場所の位置**（通常は駐車場や正門前の空地）
- ☐ **警報音の音声**（サイレンか放送か）
- ☐ **緊急連絡網** — 安全管理者、消防安全管理者の連絡先

##よくあるミス

ミス	なぜ危険か
非常出口前に資材を積み上げる	実際に必要になったときにドアが開かない — 消防設備法違反、過料対象
防火ドアを開けたままにしている	防火ドアは閉じた状態で煙を遮らなければなりません。固定金具で固定しておけば無駄
警報を誤作動と決めつける	「また誤作動だろう」と言って遅れてしまう。まずは出てから確認する

>消防訓練は年1回以上義務です（消防設備法）。形式的に参加しないで、**実際に自分の通路を歩いて確認してください。**

出典: 消防庁 — 火災時の避難方法 (<https://www.nfa.go.kr>)・国民災害安全ポータル — 火災時の行動要領 (<https://www.safekorea.go.kr>)・韓国消防安全部 — 消防計画書作成 (<https://www.kfsi.or.kr>)

現場で試すこと

- 消火器の使用訓練
- 緊急避難経路の確認

電気安全

感電は一瞬、後遺症は一生

学ぶこと

- 感電事故の原因と予防法を知る
- 電気作業の安全規則を熟知する

感電の危険

人体に電流が流れる経路や電流の量に応じた危険度（30mA以上は致命的）、接地の役割について学びます。

220Vも人を殺します

「高電圧だけが危険だ」という誤解が最も危険です。感電による死亡事故の多くは、**一般家庭用の220V**で発生しています。重要なのは電圧ではなく、**体内を流れる電流の大きさ**と**時間**です。

電流による人体への影響

電流	体に起こること
1mA	きりりとした感覚（感知電流）
5mA	痛み、驚いて手を離す
10～20mA	肉体のけいれん — 手を離せない（離脱不能）
30mA	呼吸困難、危険
50mA以上	心室細動 → 死亡
100mA	数秒以内に致命的

10mAを超えると自分では手を離すことができません。感電した人が電線を強く握っている理由がこれです。

オームの法則から見た危険

電流(I) = 電圧(V) ÷ 抵抗(R)

乾いた手の抵抗 約5,000Ω → 220V ÷ 5,000 = 44mA (危険)

濡れた手の抵抗 約1,000Ω → 220V ÷ 1,000 = 220mA (致命的)

> 汗や水があると抵抗が1/5に下がり、危険が5倍になります。夏場に感電事故が多い理由です。

電流が通る経路が生死を分けます

- 手 → 反対の手, 手 → 足: 電流が心臓を通る。最も致命的。
- 手 → 同じ側の足: 心臓を避けて、比較的危険が少ない。

そのため、電気作業時は片手はポケットに入れる（ワンハンドルール）という習慣があります。両手を使うと心臓を貫く経路ができます。

接地がなぜ重要か

設備内部で電線の被覆が剥がれて金属ケースに触れた場合（漏電）、人が触れた瞬間、**人の体が電流が流れる経路**になります。

接地線は電流が人よりもはるかに抵抗が低い経路（地面）に流れるようにします。そのため、接地線が切れていたり、接続されていない設備が最も危険です。

漏電遮断器（ELB/RCD）

接地とセットで使用する装置です。入った電流と出た電流が異なる場合（=どこから漏れている場合）に**0.03秒以内に遮断**します。定格感度電流が**30mA**である理由は、上記の表の危険基準によるものです。

- 毎月1回、試験ボタン(TEST)を押して正常動作を確認してください。
- 遮断器が頻繁に落ちる場合、固定したり迂回したりしてはいけません。漏電のサインです。

現場で守るべき5つのこと

- ☐ 濡れた手で電気機器に触れない
- ☐ カニバリ－レイアウトの配線・被覆損傷ケーブルを使用しない
- ☐ 移動式電動工具は**接地型プラグ（3ピン）**を使用
- ☐ 漏電遮断器の試験ボタンを**月1回点検**
- ☐ 感電者を見つけた場合は**裸手で絶対に触れない**。まず電源を遮断するか、乾いた木やプラスチックで引き離す

出典: 労働安全衛生機構 — 電気事故の予防 (<https://www.kosha.or.kr>) · 韓国電気安全公社 — 電気安全情報 (<https://www.kesco.or.kr>) · 国家法規情報センター — 労働安全衛生基準に関する規則（電気作業） (<https://www.law.go.kr>)

電気作業の安全

LOTO（Lock Out / Tag Out）による電源オフの確認、検電器の使用、絶縁手袋および絶縁靴の着用、活線作業の禁止という原則を学びます。

「きっと電源は切れているだろう」という考えが事故を引き起こします

電気事故の典型的なパターンはこうです。Aがブレーカーを切って作業に向かおうとしたが、Bが「どうして電源が切れていないの？」とブレーカーを再度入れてしまいます。**電源が切れているかは、必ず自分の目と自分の手で確認してください。**

電源停止作業の5つのステップ

1. **作業前の回路確認** — 図面と実際の配電盤の表示が一致しているか確認してください。ラベルが間違っているケースが多いです。
2. **ブレーカーをOFFにしてロック** — 個人のマグネットロックをかけ、タグを貼ります（LOTO）。
3. **電圧確認** — 電圧検出器で無電圧を直接確認してください。このステップを飛ばす事故が最も多く発生しています。
4. **残留電荷の放電** — コンデンサやインバータ（VFD）は電源を切っても電気が残っています。放電棒で接地してください。
5. **短絡接地** — 高圧作業では、過電圧に備えて接地を設置します。

電圧検出器の使用ルール — 「確認の3ステップ」

電圧検出器自体が故障していると、「電源なし」という誤った信号を出します。そのため、必ず：

1. **電源が通っている回路**に電圧検出器を当て、反応するか確認してください（電圧検出器の正常確認）
2. **作業する回路**を検出 → 反応がないことを確認
3. 再び**電源が通っている回路**に電圧検出器を当て、電圧検出器がまだ正常であるか確認

防護具

防護具	基準
絶縁手袋	低圧用／高圧用の区別、使用前には空気注入試験でピンホールを確認
絶縁靴	底の破損・水気の確認
絶縁服・顔保護具	アークフラッシュのリスクがあるエリアでは着用
絶縁工具	操作部の被覆が破損している場合は即座に廃棄

絶縁手袋は**6か月ごとに定期的な絶縁試験**を受けなければなりません。

電源が通っている状態での作業は原則禁止

労働安全衛生規則では、**電源停止作業が原則**です。どうしても電源が通っている状態で作業しなければならない場合は：

- 事前に**作業許可書**を発行
- **監視者を配置**（2人1組、単独作業は禁止）
- 絶縁用の防護具を装着
- 電源が通っている状態での作業の接近距離の制限を遵守

> 新入社員は**電源が通っている状態での作業に絶対に投入されません**。指示された場合は拒否し、安全管理者に報告してください。これは労働安全衛生法が保障する**作業停止権**です。

アークフラッシュ — 感電より恐ろしいもの

配電盤で短絡が発生すると、一瞬で**数千度のアーク**が発生します。感電ではなく、**火傷と爆発的な圧力**で被害を受けます。

- 配電盤の操作時は**正面に立たず、横から**操作してください
- ナイロン・ポリエステル**の作業服は禁止** — 熱で溶けて皮膚に付着します。**綿または難燃性の作業服**を着用してください

作業終了後の手順

作業が終わっただけで、すぐに電源を投入してはいけません。

1. 工具・材料の回収、作業者の電源から離れた位置の確認
2. 短絡接地の除去
3. **ロック装置の解除は、作業者が直接行ってください**（他人に代わって解除してはいけません）
4. 電源投入の事実を関係者全員に通知

5. 電源投入後、異常がないか確認

出典: 労働安全衛生機構 — 電気作業の安全衛生技術指針 (<https://www.kosha.or.kr>)・韓国電気安全公社 — 電気設備安全点検 (<https://www.kesco.or.kr>)・雇用労働省 — 産業安全衛生基準に関する規則 (<https://www.moel.go.kr>)

現場で試すこと

- LOTO手順のシミュレーション
- 接地抵抗測定実習

環境管理の基礎

排水・廃棄物・大気管理

学ぶこと

- 基本的な環境法規を理解する
- 廃棄物の分別排出が可能です。

環境法規概要

環境影響評価、排出許容基準、特定水質有害物質、大気汚染物質規制の基本を学びます。

環境違反では「知らなかった」は通用しません

環境法違反は罰金だけで終わらないです。**事業停止・許可取消・刑事処罰**に至ることもあります。特に事業主だけでなく、**実際に排出を担当した従業員**も処罰の対象となることがあります。

製造業が関係する3大媒体

大気

- **大気汚染物質排出設備**の設置届け・許可が必要（塗装ブース、乾燥炉、ボイラー、集塵機など）
- 粉塵、窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、揮発性有機化合物（VOCs）が主な対象
- **自主測定義務** — 設備の種類によっては1回／半期～1回／月

水質

- 排水設備の届け出・許可
- **特定水質有害物質**（銅、鉛、クロム、カドミウム、シアンなど）を排出すると規制が大幅に厳しくなります。電鍍・表面処理業界が該当します。
- 排水水の水質基準を超えると改善命令 → 事業停止

廃棄物

- 事業場廃棄物排出者の届け出
- **正しくシステム（Allbaro）**の電子引渡し書の義務

「排出許容基準」は地域によって異なります

同じ汚染物質でも**清浄地域／枝地域／那地域／特例地域**によって基準が異なります。釜山・蔚山・慶南の工業団地はほとんどが那地域ですが、水源の近くははるかに厳格です。

> 当社工場がどの地域の基準を適用されているか、**環境担当者**に必ず確認してください。

新入社員がよく間違えること

行動	なぜ問題なのか
洗浄水を雨水管（雨水溝）に流す	無許可排水。雨水管は川に直接つながっています
塗装ブースのフィルター交換を実施しない	排出基準超過 + 火災リスク
集塵機の電源を切ったまま作業	防止設備の停止 — 事業停止の原因
廃油を一般ごみに捨ててしまう	指定廃棄物の不法処分

雨水管と汚水管の区別から学びましょう。蓋の色や表示が異なります。

環境影響評価

一定規模以上の事業（工業団地の造成、大規模工場の新設・増設など）は、着工前に環境影響評価を受けなければなりません。規模が小さい場合は小規模環境影響評価が適用されます。

統合環境許可

大気・水質・廃棄物など複数の許可を一つにまとめた制度です。年間の大気・水質汚染物質排出量が大きい業種（発電・精製・化学・非鉄金属など19業種）が対象であり、5年ごとに再検討されます。

初週確認チェックリスト

- ☐ 当社工場の大気・水質排出設備が何であるか
- ☐ 防止設備（集塵機・スクラバー・排水処理場）の位置と稼働状態
- ☐ 雨水管／汚水管の区別表示
- ☐ 環境担当者（環境技術者）が誰であるか

出典: 環境省 — 環境政策および法令 (<https://www.me.go.kr>)・韓国環境公団 — 事業場環境管理 (<https://www.keco.or.kr>)・国家法規情報センター — 大気環境保全法 / 水環境保全法 (<https://www.law.go.kr>)

廃棄物の管理

一般廃棄物／指定廃棄物の区分、分別排出、廃棄物引渡し書（廃棄物管理法）について学びます。

適切に処分しないと排出者が責任を負います

廃棄物を処理業者に引き渡したからといって終わりではありません。排出者責任の原則に基づき、依頼した業者が違法に投棄した場合、排出した会社も一緒に処罰されます。そのため、依頼業者の許可証の確認が重要です。

事業場廃棄物の分類

事業場廃棄物

- └ 事業場一般廃棄物
 - └ 排出施設系廃棄物（大気・水質防止施設から出たもの）
 - └ その他事業場廃棄物（事務室のゴミ、包装資材など）
- └ 指定廃棄物 ← 毒性があるため特別管理

製造現場で出る代表的な指定廃棄物

品目	どこから出るか
廃油	切削油、油圧油、潤滑油の交換
廃酸・廃アルカリ	洗浄・エッチング・メッキ工程（pH 2以下／12.5以上）
廃有機溶剤	シナー、洗浄用溶剤
廃塗料・廃ラッカー	塗装工程、塗装ブーススラッジ
廃吸着剤・廃吸収剤	油拭きした雑巾、吸着ポリ、フィルター
粉塵	集塵機で捕集された粉塵
廃蛍光灯・廃電池	照明交換、フォークリフト電池

> 油に染みた手袋や雑巾も指定廃棄物（廃吸着剤）です。一般のゴミ箱に捨てると違反です。これを知らない人が本当に多いです。

保管基準

- 指定廃棄物は最大45日保管可能（一般は90日）
- 標識の貼り付け義務 ― 種類、保管可能容量、管理責任者、保管期間
- 床は不透水性素材、屋根と壁で雨や風を防ぐ
- 廃油・廃酸は防油溝（防油剤）内に保管
- お互いに反応する廃棄物は分離（廃酸＋廃アルカリ、廃油＋酸化剤）

올바로시스템(AlIbaro) 電子引渡し書

廃棄物を引き渡す際は、紙ではなく電子的に引渡し・受領を記録します。

- 排出者が引渡し情報を入力
- 輸送者が受領を確認
- 処理業者が最終処理を確認
- 処理完了までシステムで追跡

引渡し書を書かないか、虚偽入力した場合は過料対象です。

委託する前に必ず確認

- ☐ 収集・運搬業者の許可証（許可された品目に当社の廃棄物が含まれているか）
- ☐ 最終処理業者の許可証と処理能力
- ☐ 契約書に廃棄物の種類・数量・処理方法を明記
- ☐ 車両の登録番号が許可証と一致しているか

減量が最善です

処理費用は常に上昇しています。順序は減量 → 再利用 → 再資源化 → 焼却 → 埋立です。

- 切削油は精製再利用により廃油発生量を大幅に減らすことができます
- 包装資材は回収用容器への切り替え
- 分類処分をしっかりと行えば、再資源化可能な品目が指定廃棄物と混ざって高額処理になるのを防げます

現場の実際のミス事例

ミス	結果
廃油ドラムに雑巾・手袋を混入	処理拒否、再分類費用発生
保管期間45日を超える	過料
標識を貼らない	過料
引渡し書を書かない	過料 + 不法処理の疑い調査

出典: 韓国環境公社 — オルパラスシステム (廃棄物の適法処分) (<https://www.allbaro.or.kr>)・環境省 — 廃棄物管理政策 (<https://www.me.go.kr>)・国家法規情報センター — 廃棄物管理法 (<https://www.law.go.kr>)

現場で試すこと

- 廃棄物の分類クイズ
- MSDSに基づく廃棄物処理経路の決定

化学物質の安全管理

MSDSを読み、危険を予防せよ (MSDS : Material Safety Data Sheet)

学ぶこと

- MSDSの16項目を理解する (MSDS : Material Safety Data Sheet)
- GHS (グローバルハーモナイズドシステム) の警告標識が読める

GHS分類と警告標識

9種類のGHS (グローバルハーモナイズドシステム) ピクトグラム (爆発、引火、酸化、腐食、毒性など) の意味を学習します。

GHSは、図を見ただけで危険を認識できるようにするものです

GHS(Globally Harmonized System)は、化学物質の分類とラベル表示を世界中で統一した体系です。国によって表示が異なれば、輸入化学物質を取り扱うときに危険です。

韓国では労働安全衛生法と化学物質管理法においてGHSを採用しています。

9つのピクトグラム

赤い菱形の枠の中に黒い図が入ります。

図	意味	現場の例
 爆弾が爆発する	爆発性、自己反応性	有機過酸化物、硬化剤
 火炎	可燃性、自発着火性	シナ、アセトン、アルコール
 火炎が円の上にある	酸化性	過酸化水素、硝酸
 ガスシリンダー	高圧ガス	酸素・アルゴン・窒素ボンベ
 腐食	金属・皮膚の腐食	硫酸、炭酸ソーダ
 骸骨	急性毒性 (致死性)	シアン化物、ホルムアルデヒド
 感嘆符	刺激性、軽度毒性	一般的な洗剤
 健康への有害性	癌性、生殖毒性、呼吸器過敏	ベンゼン、結晶性シリカ
 環境	水生環境への有害性	重金属含有薬品

> 骸骨  と感嘆符  はどちらも毒性がありますが、強度が異なります。骸骨がついていれば、少量でも致命的です。

シグナル語 — 「危険」 vs 「警告」

- 危険(Danger): より深刻なレベル
- 警告(Warning): それほど深刻ではないレベル

同じ可燃性でも、引火点が低い場合は「危険」、高い場合は「警告」がつけられます。

警告ラベルに必ず記載すべき6項目

1. 名称（製品名）
2. ピクトグラム（図記号）
3. シグナル語（危険／警告）
4. 有害・危険記述（Hコード、例：H225 高引火性液体及び蒸気）
5. 予防措置記述（Pコード、例：P210 熱・火花から遠ざけてください）
6. 供給者情報（製造者・輸入者、連絡先）

小分け用容器にもラベルが必要です

ドラムから小さな容器に移すと、その容器にも警告ラベルを貼らなければなりません。このルールを守らないことで起きた事故は本当に多いです。

> ペットボトルにシナを保管することは絶対に禁止です。飲料と誤認して死亡事故が繰り返されています。

現場確認チェックリスト

- ☐ 私が使用している化学物質の容器に警告ラベルが貼られているか
- ☐ ピクトグラムが何個あり、それぞれの意味がわかっているか
- ☐ シグナル語が「危険」か「警告」か
- ☐ 小分け用容器にもラベルを貼っているか
- ☐ MSDSが作業場に掲示または備え付けられているか（法的義務）

出典: 労働安全衛生機構 — MSDS/GHS資料室 (<https://msds.kosha.or.kr>)・化学物質安全院 — 化学物質情報 (<https://icis.me.go.kr>)・雇用労働部 — 化学物質警告標識ガイドライン (<https://www.moel.go.kr>)

MSDS（Material Safety Data Sheet）の主要項目

化学製品の識別、危険性・有害性、緊急時の対処、取り扱い・保管、暴露防止・保護具の項目を読む方法を学びます。

MSDSは16項目ありますが、現場で見るとは5項目です

MSDS(物質安全データシート、最近はSDS)は16項目から構成されています。すべてを覚える必要はありませんが、作業前に必ず確認すべき5項目は確実に読み取れるようにしましょう。

全体の構造（16項目）

項目	内容
1	化学製品および会社に関する情報
2	有害性・危険性 ← 必須
3	成分名および含有量 ← 必須
4	緊急時の対処方法 ← 必須
5	爆発・火災時の対処方法
6	漏洩事故時の対処方法
7	取り扱いおよび保管方法 ← 必須
8	暴露防止および個人防護具 ← 必須
9	物理化学的特性
10	安定性および反応性
11	毒性に関する情報
12	環境への影響
13	廃棄時の注意事項
14	輸送に必要な情報
15	法的規制状況
16	その他参考情報

各項目の読み方

2番 — 有害性・危険性

ピクトグラム、信号語、H文がここにあります。**「発がん性1A」**などの表示があれば、特別管理物質です。取り扱い記録は30年間保存しなければなりません。

3番 — 成分

営業秘密により成分が隠されている場合があります。その場合でも、有害性が大きい成分は公開しなければなりません。CAS番号で個別の成分を検索できます。

4番 — 緊急時の対処

事故後に読んでも遅いです。事前に読んでおきましょう。

- 目に入ったとき：通常、**15分以上水で洗い流す**
- 皮膚接触：汚れた服をすぐに脱ぎ、洗浄
- 吸入：新鮮な空気のある場所へ

7番 — 取り扱いおよび保管

- 一緒に置けない物質（混在禁止）
- 保管温度、換気要件
- 接地が必要かどうか

8番 — 暴露防止および個人防護具

最も実務的な項目です。

- **暴露基準（TWA、STEL）** — 8時間平均 / 短時間
- **必要な呼吸保護具の種類**（防塵マスクか防毒マスクか、清浄筒の種類）
- **手袋素材（ニトリル/ネオプレン/ブチル** — 物質によって破れやすい素材が異なる）

> 有機溶剤にラテックス手袋を着けると数分で透過されます。必ずMSDSで指定された素材を使用してください。

暴露基準の読み方

TWA（時間加重平均）：8時間作業基準の平均濃度限界
STEL（短時間暴露）：15分間暴露可能な最大濃度
C（最高暴露基準）：一時的にでも超えてはいけない値

例）トルエン TWA 50ppm / STEL 150ppm

法的義務（事業主）

- MSDSを取り扱う労働者が簡単に見られる場所に掲示・備え付け
- 警告標識の貼り付け
- **MSDS教育の実施**（物質が変わったり新規導入されたとき마다）
- 2021年から**MSDS提出・非公開承認制度**を運営（安全衛生公社）

新入社員が最初にすべきこと

- ☐ 自分の工程で使用する化学物質のリストを確認
- ☐ 各物質のMSDSの場所を確認（ファイルケースまたは掲示板）
- ☐ 4番（緊急対処）および8番（防護具）の項目を事前に読む
- ☐ 眼洗器（eye wash）・緊急シャワーの位置を確認 — **30秒以内に到達可能である必要がある**

出典: 労働安全衛生機構 — MSDS（物質安全データシート）検索システム (<https://msds.kosha.or.kr>)・雇用労働部 — 化学物質管理ガイドライン (<https://www.moel.go.kr>)・化学物質安全院 — 化学物質総合情報システム (<https://icis.me.go.kr>)

現場で試すこと

- MSDS（Material Safety Data Sheet）3種類の読み方実習
- GHSピクトグラムマッチングクイズ

労働者の権利と労働法

私の権利を知らなければ守ることができない

学ぶこと

- 基本的な労働条件を理解する
- 不当な扱いがあった場合の対応方法を知る

労働契約書

労働契約書に必須記載事項、労働時間、休憩・休日、有給休暇の法的基準を学びます。

契約書を書かなければ、損害は常に労働者側になります

仕事が急いでいる、知っている人に紹介された、『次に書く』という言葉に簡単に乗り越えて——労働契約書を書かずに仕事を始めるケースはまだ多いです。しかし、後で賃金や労働時間について争いが生じた場合、**言葉で約束したことは証明する方法がありません**。調査官も判断する根拠がありません。

労働契約書の作成と交付は使用者の法的義務です（労働基準法第17条）。書くだけでなく、会社が全部保管していることも違反です。**1部は必ず労働者が持っている必要があります**。

> 契約書を受け取れなかったという事実自体が通報対象になります。写真でも撮っておきましょう。後で賃金未払いを争うときにまず求められる書類が労働契約書です。

書面に必ず記載すべき項目

項目	こう書かれていれば正常
賃金	組成項目（基本給・手当別金額）、計算方法、支給方法・支給日
所定労働時間	勤務開始・終了時刻、1日／1週間何時間か
休日	週休日が何曜日か、官公庁の祝日が有給か
有給休暇	付与基準
雇用場所	実際に勤務する工場・事業場
担当業務	「製造補助」などの曖昧な表現よりも具体的なほど良い

「賃金＝月〇〇〇万円」という一行だけ書かれた契約書は不備契約書です。基本給がいくらで、残業手当がいくらかが区別されていないと、後で残業手当を既に受け取ったか受け取っていないかを問うことができません。

労働時間・休憩・休日の法定基準

区分	基準
所定労働時間	1日 8時間 、1週間 40時間 以内
残業	当事者合意で1週間 12時間 まで
休憩	4時間勤務 で30分以上、 8時間勤務 で 1時間以上 — 労働時間 途中に
週休日	1週間の所定労働日を出勤すれば 1日以上有給休日
夜間労働	午後 10時 ～午前 6時

休憩時間は自由に休む時間です。「飯を食べながら機械を見ている」という休憩は労働時間です。待機状態で場所を離れられない場合は、その時間は労働時間です。

有給休暇はこうして積みます

[入社1年未満]
1か月勤務ごとに1日 → 最大11日

[入社1年、前年80%以上出勤]
15日

[3年以上継続勤務]
最初の1年を超える毎2年ごとに1日ずつ加算
3～4年目：16日
5～6年目：17日
7～8年目：18日
…
21年目～：25日（上限）

有給休暇は労働者が希望する日に使うのが原則です。会社は事業運営に大きな支障がある場合のみ、時期を変えるよう求めることができます。使わずに残った有給休暇は原則として有給休暇手当で清算されます（会社が適法な使用促進手続きを踏んだ場合は例外）。

5人未満の事業場は基準が異なります

釜山・蔚山・慶州には、2・3次協力会社の中でも常時労働者5人未満の場所が少なくありません。自分の会社が何人いるかによって適用される条項が異なります。

制度	5人未満	5人以上
最低賃金	適用	適用
労働契約書の作成・交付	適用	適用
週休日手当	適用	適用
退職金	適用	適用
労災保険	適用	適用
残業・夜間・休日加算手当 (50%)	適用しない	適用
有給休暇	適用しない	適用
週52時間の上限	適用しない	適用
不当解雇救済申請	適用しない	適用

常時労働者数は社長個人の言葉ではなく、**実際の雇用人数**で判断します。混乱した場合は、雇用労働部顧客相談センター（1350）に聞いてください。

自分の「使用者」が誰か確認しましょう

造船所・自動車部品現場は、原請業者の中に複数の社内協力会社が入っている構造が一般的です。労働契約書に書かれた会社（自分の使用者）と、現場で指示する人の所属が異なることがあります。

- ・ **下請**：協力会社の管理者が指揮・命令。正常な構造。
- ・ **派遣**：派遣法に基づいて許可された業務・期間が定まっており、製造業の直接生産工程業務は原則として派遣禁止。

原請業者の従業員が直接作業指示を出し、労務を管理している場合は、違法派遣の可能性があります。判断が難しい問題なので、何かおかしいと感じたら、労働局に相談しましょう。

外国人労働者（E-9）はさらに確認しましょう

- ・ **標準労働契約書**を使用します。母国語の翻訳本も一緒に受け取っておきましょう。
- ・ **パスポート・外国人登録証を会社が保管することは違法**です。自分自身が持つようにしましょう。
- ・ 国籍を理由に賃金・労働条件を差別するのは、労働基準法第6条に違反します。最低賃金も内国人と**同じように適用**されます。
- ・ 事業場の変更は決められた回数以内で可能であり、**使用者の労働条件違反など労働者の責任ではない理由**はその回数に含まれません。雇用センターで確認してください。
- ・ 外国人労働者に関する相談：**1577-0071**（多言語相談対応）

署名する前にチェックリスト

- ☐ 賃金が**基本給・手当別に区別**して書かれているか
- ☐ 勤務開始・終了時刻と休憩時間が具体的に書かれているか
- ☐ 週休日が何曜日か書かれているか
- ☐ 空欄のまま署名していないか（**空欄署名は絶対禁止**）
- ☐ **署名した契約書1部を受け取っているか**
- ☐ 写真を撮って自分の携帯電話にも保存しておいたか

出典: 雇用労働部 — 標準労働契約書の様式と作成ガイドライン (<https://www.moel.go.kr>)・国家法規情報センター — 労働基準法 (<https://www.law.go.kr>)・雇用労働部民願マドン — 労働条件相談・民願申請 (<https://minwon.moel.go.kr>)

給与と4大保険

最低賃金、通常賃金、退職金、国民年金・健康保険・雇用保険・労災保険の基本を学びます。

##給与明細書を読めば損を防げます

「通帳に入っている金額がいくら」だけでは、どれだけ減らされているかはわかりません。賃金は**基本給＋各種手当－控除（4大保険・税金）**の構造になっていて、それぞれの項目には計算根拠があります。

2021年11月から使用者は**賃金明細書交付義務**があります（労働基準法第48条）。賃金構成項目、計算方法、控除内容が記載された明細書を給与を支払うたびに、書面または電子文書で交付しなければなりません。交付しないと過料の対象になります。

##最低賃金 — 毎年新たに告示されます

最低賃金は**毎年8月初旬に翌年の金額が決定・告示され、翌年1月1日から適用**されます。金額は毎年変化するため、**必ずその年の告示額を確認**してください。雇用労働部のホームページおよび事業場掲示板に公表されます。

覚えておくべき原則は以下の通りです。

- **1人以上のすべての事業場に適用**されます。5人未満の事業場も例外ではありません。
- **国籍に関係ありません**。E-9外国人労働者にも同じ金額が適用されます。
- 1年以上契約を結んだ労働者の**研修3か月以内**では10%の減額が可能ですが、雇用労働部が告示した**単純労働職種は減額できません**。
- 最低賃金に算入される賃金の範囲（定期賞与・福利厚生費の含まれるか）は法改正により段階的に変化してきました。自分の賃金が最低賃金違反かどうかを計算するときは、**その年の基準で確認**してください。

> 最低賃金違反の有無は「月給の総額」ではなく、**時間当たりの金額**で判定されます。月給をその月の所定労働時間で割って比較しなければなりません。

##通常賃金と平均賃金 — 使用される場所が異なります

区分	定義	どこで使われるか
通常賃金	所定労働の対価として 定期的・一律 に支給される金額	残業・夜間・休日加算手当、年休手当、解雇予告手当
平均賃金	算定事由発生日以前の 3か月間の賃金総額 ÷その期間の 総日数	退職金、労災休業給与・障害給与、休業手当

平均賃金が通常賃金より少なくなれば、**通常賃金を平均賃金として見なします**。

どの手当が通常賃金に含まれるかは、大法院判例により継続的に整理されてきており、就業条件が付された定期賞与の取り扱いなど実務基準が変更されている部分があります。**会社が通常賃金の範囲を狭く設定し手当を少なく支給しているケースが多いので、金額がおかしい場合は労働局の相談を受けてください**。

##通常時給と加算手当の計算

週40時間制では月の所定労働時間は通常**209時間**で計算します。

$$\begin{aligned}\text{月の所定労働時間} &= (\text{週40時間} + \text{週休8時間}) \times 365 \text{日} \div 7 \text{日} \div 12 \text{か月} \\ &= 48 \times 52.14 \div 12 \\ &\approx 209 \text{時間}\end{aligned}$$

例) 通常賃金に該当する月給が2,090,000円の場合
通常時給 = $2,090,000 \div 209 = 10,000$ 円

$$\begin{aligned}\text{残業10時間} &\rightarrow 10,000 \times 1.5 \times 10 = 150,000 \text{円} \\ \text{夜間労働8時間} &\rightarrow 10,000 \times 0.5 \times 8 = 40,000 \text{円} \quad (\text{加算分のみ}) \\ \text{休日労働8時間} &\rightarrow 10,000 \times 1.5 \times 8 = 120,000 \text{円} \\ \text{休日8時間超過分} &\rightarrow 10,000 \times 2.0 \times \text{超過時間}\end{aligned}$$

残業でありながら夜間（夜10時以降の残業）の場合、加算が重複します。残業50%＋夜間50%で通常時給の2倍になります。夜間作業が多い造船・ casting現場ではこの部分がよく抜け落っています。

##退職金

- **継続勤務1年以上、4週間平均で1週間の所定労働時間15時間以上**であれば対象です。
- **1人以上のすべての事業場に適用**されます。5人未満の事業場も受けられます。

- 退職日から**14日以内**に支給が原則（合意で延長可能）。

退職金 = 1日平均賃金 × 30日 × (継続勤務日数 ÷ 365)

例) 退職前の3か月間の賃金総額9,200,000円、その期間の総日数92日

1日平均賃金 = 9,200,000 ÷ 92 = 100,000円

継続勤務1,278日（約3年6か月）の場合

退職金 = 100,000 × 30 × (1,278 ÷ 365)
 = 3,000,000 × 3.5014
 ≈ 10,504,000円

>「月給に退職金が含まれている」という契約（退職金分割約定）は原則的に無効です。退職時に別途請求できます。

E-9外国人労働者の退職金は事業主が加入する**出国満期保険**で代替される構造です。保険金が法定退職金より少なければ**差額は事業主が支払う**必要があります。金額を必ず照合してください。

##4大保険 — 負担主体が異なります

保険	何を保障するか	保険料負担
国民年金	老齢・障害・遺族年金	労働者と事業主が半分ずつ
健康保険	疾病・傷害診療費、長期介護	労働者と事業主が半分ずつ
雇用保険	失業給付、職業能力開発、育児休職給付	失業給付分は半分ずつ、 雇用安定・職業能力開発事業分は事業主全額
労災保険	業務上の災害治療・補償	全額事業主負担

保険料率は**毎年告示で変更されるため、その年の料率を確認**してください。構造だけ正確に覚えておけばよいです。

労災保険料は**労働者が1円も支払いません**。明細書で労災保険料が控除されている場合は誤りです。また労災保険は**労働者1人以上いれば当然適用**なので、会社が加入していないとしても災害が起これば労働者は補償を受けられます。

##外国人労働者の4大保険

- 健康保険・労災保険：適用されます。
- 国民年金：国際相互主義に基づき、国籍ごとに適用の有無と返還金の受取可能有無が異なります。必ず本人の国籍を基準に確認してください。
- 雇用保険：滞在資格によって当然適用と任意加入が分かれます。
- その他、外国人労働者には**出国満期保険、帰国費用保険、傷害保険、賃金未払い保証保険**が別途あります。誰が加入しているか、いつ受け取るかは契約時点での確認が必要です。

##給与明細書で確認すべきこと

- ☐ **基本給**と各手当が項目ごとに分かれているか
- ☐ 残業・夜間・休日労働時間が**実際に働いた時間と一致しているか**
- ☐ 労災保険料が控除されていないか（控除されていたらエラー）
- ☐ 4大保険の取得届けが実際にされているか（健康保険機構・国民年金機構で本人が確認可能）
- ☐ 毎月の明細書を**ファイルで保管**しているか — 賃金未払いの争いの核心証拠です

出典: 雇用労働部 — 最低賃金・賃金制度ガイドライン (<https://www.moel.go.kr>)・国家法規情報センター — 最低賃金法 / 労働者退職給付保障法 (<https://www.law.go.kr>)・労働福祉公社 — 雇用・労災保険の加入と保険料 (<https://www.comwel.or.kr>)

不当な取り扱いへの対応

賃金未払い、不当解雇、職場でのいじめ、労働災害の通報先および手続きについてご案内します。

待っている間に期限が過ぎていきます

不正な扱いを受けたときに最もよくある選択は「まずは我慢しよう」とすることです。しかし労働関係の権利には**期限**があります。賃金債権は**3年**、不当解雇の救済申請は**3か月**です。この期間を超えると、内容がどれほど正当であっても争うことはできません。

また、通報は会社を困らせるものではありません。ほとんどの場合、**是正指示と支払い**で済みます。

何よりもまず — 証拠を集めてください

調査官が判断できるのは記録だけです。以下のものを普段から残しておきましょう。

証拠	なぜ必要か
雇用契約書のコピー	約束された賃金・労働時間の基準
給与明細、通帳の入金履歴	実際の支給額
出退勤記録（指紋・カード記録、作業日報、自分で書いた手書きメモ）	残業時間の証拠の核心
作業指示のSMS・メッセージのキャプチャ	指示内容と時間
録音	自分が会話の当事者である場合 、録音は可能です

> 手書きの出勤記録でも、**その日のうちに毎日書いたものであれば**、証拠として認められる場合があります。後でまとめて書いたものは信頼性が低くなります。

賃金未払い

賃金は**決められた日に、全額、現金で、労働者本人に支払う必要があります**（賃金支払いの4原則）。退職した場合は、退職日から**14日以内に賃金・退職金などすべての金品を清算しなければなりません**。

通報手順

- ① 管轄の地方労働局（支局）に申告
 - オンライン：労働局の民願マ당で「賃金未払い申告」を申請
 - 訪問・郵送も可能
- ↓
- ② 労働監督官の指名 → 出席調査（労働者・事業主の対面調査）
- ↓
- ③ 未払いが確認された場合、是正指示 → 事業主が支払う
- ↓
- ④ それでも支払わない場合 → 未払い金品確認書の発行
 - 大額支払い請求 / 民事訴訟 / 事業主の刑事処罰

- **管轄**：事業場の所在地に基づきます。釜山・蔚山・慶南は、釜山地方労働局とその下部支局（釜山東部・釜山北部・昌原・蔚山・陽山・晋州・統営）が担当しています。
- **大額支払い**：会社が破産したり支払い能力がない場合、**労働者福祉公社**が一定の限度まで代わりに支払う制度です。上限額と申請期限が決まっているので、公社（**1588-0075**）に確認してください。
- **遅延利息**：退職後14日が経過しても支払わない場合、翌日から年20%の遅延利息が発生します（勤務中の未払いには適用されません）。

不当解雇

確認事項	基準
解雇の書面通知	解雇の理由と時期を 書面 で通知しないと無効（5人以上）。SMS・口頭での解雇は無効の可能性あり
解雇予告	30日前の予告または 30日分以上の通常賃金 （解雇予告手当）。継続勤務3か月未満などは例外
正当な理由	5人以上の事業場では正当な理由がないと解雇することはできません
救済申請期限	解雇があった日から 3か月以内 に地方労働委員会に申請

釜山・蔚山・慶南は、釜山地方労働委員会・蔚山地方労働委員会・慶南地方労働委員会が事業場の所在地に基づいてそれぞれ担当します（3つは別々の機関なので、申請前に管轄を確認してください）。救済申請には費用はかかりません。一定の要件を満たせば、国選労働弁護士への支援も受けられます。

> 「懲戒解雇書に署名してください」という要求には注意してください。署名すると**自発的な退職**となり、不当解雇を争うのが難しくなり、失業給付にも影響が出ます。納得できない場合は**署名しないでまず相談**してください。

職場でのいじめ

法律で定義されている職場でのいじめは、以下の3つの条件がすべて満たされている場合です。

1. 職場における**地位または関係の優位性**を利用して
2. **業務上の適切範囲を超えて**
3. 身体的・精神的な苦痛を与えるか、**勤務環境を悪化**させる行為

正当な業務指示や叱責は該当しません。一方で、暴言、いじめ、仕事を与えない、私的な用事、国籍を理由としたからしい行為は該当する可能性があります。

処理手順

- ① 誰でも使用者に通報可能（被害者本人でなくてもよい）
↓
② 使用者は即座に調査義務
↓
③ 調査期間中、被害者保護（勤務場所の変更、有給休暇など）
→ 被害者の意思に反する措置は不可
↓
④ 確認されれば加害者への懲戒・勤務場所の変更などの措置
↓
⑤ 会社が調査・措置をしない場合 → 管轄労働局に申告

> **通報者・被害者に解雇や不利な処遇を与えることは刑事処罰の対象**です。この条項が通報を可能にする核心です。5人以上の事業場に適用されます。

産業災害 — 公傷処理の提案を簡単に受け入れないでください

怪我したときに「労災に申請すると会社が困るから治療費は我々が出す」という提案を受けることはよくあります。これを**公傷処理**と呼びます。問題点は以下の通りです。

- 会社が支払うお金は通常**治療費**までです。働けない期間の**休業給与**、後遺症に対する**障害給与**は含まれていません。
- 後から後遺症が生じても記録がないため、再度認められにくいです。
- **労災の隠蔽は事業主の犯罪**です。労働者が配慮する必要はありません。

労災は**会社の承認なしに労働者が直接労働者福祉公社に申請**できます。会社が確認印を拒否しても申請は可能です。

どこに通報するか ― 一覧表

問題	窓口	期限
賃金未払い、最低賃金違反、残業手当未支給、雇用契約書未交付	管轄 地方労働局 への申告（オンライン民願マダ）	賃金債権 3年
不当解雇・不当処分	地方労働委員会 への救済申請	解雇日から 3か月
職場でのいじめ	会社への通報 → 未対応の場合労働局への申告	—
産業災害	労働者福祉公社 の支社に療養給与の申請	給与種類ごとに3年または5年
危険な作業指示、安全対策不足	労働局の労災予防部門 / 安全衛生公社	—
一般的な労働法相談	労働局の顧客相談センター 1350	—
外国人労働者の相談（多言語対応）	1577-0071	—

外国人労働者が特に知っておくべきこと

- 通報したという理由で**不利な処遇をしたり強制的に出国させることはできません。**
- 事業主の労働条件違反、賃金未払い、不当な処遇などは**事業場変更の理由**となり、この場合は変更回数に算入されません。雇用センターに理由を正確に申告してください。
- パスポート・外国人登録証の保管要求、通帳・クレジットカードの提出要求には**応じないでください。**
- 相談は**1350**（通訳支援）と**1577-0071**で母国語で受けられます。

今日確認すること

- ☐ 雇用契約書のコピーが自分の手元にあるか
- ☐ 最近3か月の給与明細と入金履歴を保管しているか
- ☐ 出退勤・残業時間の**毎日**の記録をしているか
- ☐ 自分の会社の管轄地方労働局がどこか知っているか
- ☐ けがしたときに労災申請は**自分自身が直接**できるということを知っているか

出典: 雇用労働部市民の声 ― 賃金未払いの苦情など、苦情申請 (<https://minwon.moel.go.kr>)・雇用労働部 ― 職場内いじめの判断および予防・対応ガイドライン (<https://www.moel.go.kr>)・国家法規情報センター ― 労働基準法（解雇・いじめ条項） (<https://www.law.go.kr>)

現場で試すこと

- 労働契約書の主要項目チェック
- 雇用労働部への届け出手順の確認

この本をつくったところ

BIZ360 は釜山・蔚山・慶南の製造業の採用と教育を支援するサービスです。強小企業 2,000 社の現場情報、職務別の教育資料 50 モジュール、この地域での定着ガイドを無料で提供しています。

ウェブ biz360.kr

定着ガイド biz360.kr/live

教育資料の全文 biz360.kr/ojt

お問い合わせ biz360.kr/contact

2026-08-18 発行。法令・期限・制度は発行日時点のもので、その後変わることがあります。安全に関する事項は事業場の規定と現場の指示が優先します。この本は法律相談ではありません。社内教育のためにそのまま複製していただけます。